七十八　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。

七十九　高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費があること。

八十　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

八十一　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

八十二　高度無線環境整備推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によって算定した額とする。

算式

$$A \times 0.8 + \frac{(B + C + D + E)}{} \times 0.5$$

算式の符号

A　国の交付金を受けて実施する在留外国人に対する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（地方公共団体を除く。）が国の補助金を受けて実施する高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十八　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。

七十九　高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費があること。

八十　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。

八十一　地域における多文化共生の推進に要する経費があること。

八十二　高度無線環境整備推進事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第八十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によって算定した額とする。

算式

$$A \times 0.8 + \frac{(B + C)}{} \times 0.5$$

算式の符号

A　国の交付金を受けて実施する在留外国人に対する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（地方公共団体を除く。）が国の補助金を受けて実施する高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。